

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成三十年八月三十一日から平成三十一年一月四日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

平成三十年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）トリアル御所店  
所在地 御所市大字本馬七ー一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社トリアルカンパニー  
住所 福岡市東区多の津一丁目一二番二号  
代表者 檜木野 仁司
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社トリアルカンパニー  
住所 福岡市東区多の津一丁目一二番二号  
代表者 檜木野 仁司
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成三十一年四月四日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
三、八八二平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐車場の位置及び収容台数  
位置 届出書添付図面記載のとおり  
収容台数 一八八台  
駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり  
収容台数 六〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 一八一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 二四立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間

来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

八 届出年月日

平成三十年八月三日

九 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター及び御所市企画部商工観光課

十 縦覧期間

平成三十年八月三十一日から平成三十一年一月四日まで。ただし、奈良県の休日を

定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日

を除きます。

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで